# 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは下記のとおりです。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます（登録をすると郵送されなくなります）。

| | 対象者 | 送付方法 | 送付時期 |
|---|---|---|---|
| ① | 令和８年１月１日から令和８年９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方 | 電子送付 | 令和８年10月中旬から下旬にかけて順次 |
| | | 郵　　送 | 令和８年10月下旬から11月上旬にかけて順次 |
| ② | 令和８年10月１日から令和８年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。） | 電子送付 | 令和９年１月下旬から順次 |
| | | 郵　　送 | 令和９年２月上旬 |

## 〈「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせ先〉

**（１）　控除証明書相談チャット（24時間対応）**

(https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html)

お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するチャットボットを開設しています。

「ねんきんチャットボット」へアクセスし、「被保険者の方」「控除証明書」を選択してください。

令和８年分への更新は令和８年10月に行う予定です。

**（２）　日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/）**

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q＆A）等を掲載しています。令和８年分への更新は令和８年10月上旬に行う予定です。

**（３）　ねんきん加入者ダイヤル**

◆電話番号

（ナビダイヤル）0570－003－004

050から始まる電話でおかけになる場合　（東京）03－6630－2525

◆受付時間

・月～金曜日　　８：30～19：00

・第２土曜日　　９：30～16：00

※第２土曜日以外の土・日・祝日、12／29～１／３はご利用いただけません。

**鶴居村役場住民生活課保険年金係　TEL0154－64－2113**